

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用児童及び保護者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	医療法人 正清会
法 人 所 在 地	沖縄県島尻郡南風原町字大名275番地
電 話 番 号	098-889-3206
代 表 者 氏 名	理事長 与儀 英明
設 立 年 月	平成 6年 4月25日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	放課後等デイサービス
事 業 所 の 名 称	放課後等デイサービス うりすん
事 業 所 の 所 在 地	沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1281番地1 5階
連 絡 先	電話:098-894-9122 FAX:098-944-7003
管 理 者 氏 名	島袋 勝徳
児童発達支援 管理責任者	鉢嶺 千春
定 員	10人
指 定 年 月 日	令和 4年10月 1日
事 業 所 番 号	4751900152
事 業 所 が 行 な っ て い る 他 の サ ー ビ ス	

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	医療法人正清会(以下、「事業者」という。)が設置する放課後等デイサービスうりすん(事業所名)(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用児童及び保護者(児童福祉
-------	--

	法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた利用児童の保護者をいう。以下、「保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、利用児童及び通所給付決定保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	<p>①事業所は、利用児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>②指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>③前二項のほか、法及び「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年沖縄県条例第27号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとする。</p>

4. 通常の事業の実施地域

与那原町、南城市。(その他の地域は要相談とする)

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日までとする。 ただし、日曜日、国民の祝日、旧盆(7月15日)、年末年始(12月30日から1月3日まで)、事業者が指定する日を除く。 ①午前10時から午後7時までとする。(月曜日から金曜日までとする) ②午前9時から午後6時までとする。(土曜日及び長期休校日等までとする) ただし、教育関係等における長期休校日等を勘案し、事業所が営業時間を決定する。
サービス 提供日 及び サービス 提供時間	月曜日から土曜日までとする。 ただし、日曜日、国民の祝日、旧盆(7月15日)、年末年始(12月30日から1月3日まで)、事業者が指定する日を除く。 ①午前11時から午後5時30分までとする。(月曜日から金曜日までとする) ②午前9時から午後4時30分までとする。(土曜日及び長期休校日等とする) ただし、教育関係等における長期休校日等を勘案し、事業所がサービス提供時間を決定する。

6. 職員の体制

職種	業務内容
管 理 者	非常勤職員1名 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達 支援管理	常勤職員1名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、心身等の状況に応

責任者	じて、見直しを行います。サービスを利用する利用児童に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用児童及び保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児童指導員	常勤職員2名以上 個別支援計画に基づき利用児童及びの保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要(実際に設置されている設備の種類を記載すること)

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	基本訓練(療育指導、運動等)をする。
事務室	1室	職員による事務処理等。
トイレ	2室	洗面台付、洋式トイレ(男女別)
相談室	1室	利用児童、家族等との面会・相談

8. サービスの内容(実際に行なうサービスの名称及び概要を記載し運営規程及び事業計画等との整合性を図ること)

(1)放課後等デイサービス計画の作成

(2)本事業

- | | |
|--------------|---|
| ①日常生活訓練 | 日常生活動作、歩行、軽スポーツ等 |
| ②集団生活適応訓練 | 会話、手話等 |
| ③創作的活動 | 絵画、工作、園芸等 |
| ④学習支援 | 学校等からの学習課題取り組み等 |
| ⑤社会生活上の便宜の供与 | レクリエーション行事等 |
| ⑥更生相談 | 医療、福祉、生活の相談等 |
| ⑦介護方法の指導 | 家族等に対する介護技術指導等 |
| ⑧健康指導 | 健康チェック、健康相談 |
| (3)介護サービス | 更衣、排泄等の身体介助及び生活用品並びに福祉用具等の情報提供・活用方法等 |
| (4)送迎サービス | 事業所の所有する車両により、利用児童の自宅と事業所との間、又は学校から事業所までの送迎を行う。 |

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、利用児童及び保護者の同意をいただきます。

9. 利用料金

(1)障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用児童負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます(利用者負担額といいます)。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2)上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

- (3)事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。
- (4)次に定める費用については、保護者から徴収するものとします。
- (ア)創作活動に係る材料費 1回につき実費
- (イ)その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適當とみられるものの実費
- ※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。
- ※(1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとします。
- (5)利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月末日までに以下の方法でお支払いください。※指定口座への振り込み。

10. サービス利用に当たっての留意事項

保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・不信行為、支援要求の過大等、他の保護者・利用児童及び事業者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用児童及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 島袋 勝徳
-------------	-----------

- (2)成年後見制度の利用を支援します。

- (3)苦情解決体制を整備しています。

- (4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

- (5)虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

12. 緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

- (1)障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2)緊急連絡先

連絡先①	氏名:	続柄:
	住所:	
	電話番号:	

(3)事業所の協力医療機関

医療機関名	久田病院	診療科	内科、精神科
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字大名275番地		
代表者(院長)	理事長 与儀 英明	電話番号	098-889-3206

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	島袋 勝徳

14. 利用児童及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、利用児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前11時から午後5時30分です。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用児童又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用児童又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

(1)当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	児童発達支援管理責任者 鉢嶺 千春
	苦情解決責任者	管理者 島袋 勝徳
	受付日	月曜日から土曜日。ただし、日曜日、国民の祝日、旧盆(7月15日)、年末年始(12月30日から1月3日まで)事業所が指定する日を除く。
	受付時間	午前11時から午後5時30分まで(月曜日から金曜日まで) 午前9時から午後4時30分まで(土曜日及び長期休校日等)
	電話番号	098-894-9122
	FAX番号	098-944-7003

または、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

(2)行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

与那原町役場 福祉課	所在 地 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地 受 付 日 月～金。ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く 受 付 時 間 月～金 8:30～12:00、13:00～17:15 電 話 番 号 098-945-1525
南城市役所 いきがい推進課	所在 地 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 受 付 日 月～金。ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く 受 付 時 間 月～金 8:30～12:00、13:00～17:15 電 話 番 号 098-917-5341
沖縄県福祉 サービス 運営適正化 委員会	所在 地 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター 受 付 日 月曜日から金曜日 受 付 時 間 午前9時から午後5時 電 話 番 号 098-882-5704 F A X 番 号 098-882-5714

17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用児童の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行なうものとします。

- (1)損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (2)介護保険・社会福祉事業者総合保険

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事 業 所 名 称: 放課後等デイサービス うりづん

管 理 者 名: 島袋 勝徳

説 明 者 名: 鉢嶺 千春 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用児童 氏名 _____

保 護 者 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)

会 社 名 医療法人 正清会

事業所名 放課後等デイサービス うりずん

住 所 〒901-1301
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1281番地1 5階

代表者名 理事長 与儀 英明 印